

令和7年度加美町農業委員会
第8回定例総会議事録

令和7年11月25日(火)

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和7年度第8回定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年11月25日(火)午後1時30分～午後2時16分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員4名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁

4 欠席委員(1名)

農地利用最適化推進委員 今 野 真 優

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第14号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第16号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第22号	農用地利用集積等促進計画(案)について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤 美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山 明大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第8回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和7年度 加美町農業委員会 第8回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となり、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員4名です。今野真優推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 坂上昌哉委員、4番 菅野守委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第14号 非農地証明書の交付について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第14号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第14号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、証明書を交付したので報告いたします。

令和7年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の非農地証明願は4件でございます。

報告書番号1

昭和49年頃から公衆用道路として利用されており、3町合併時点で既に農地台帳に記載がなく、現地も非農地と確認している。

報告書番号2・3

平成13年4月に転用許可を受け駐車場として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

番号2は自家用車駐車場、番号3は農機具置き場として利用している。

報告書番号4

平成16年8月に転用許可を受け住宅用地として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

[議案書に記載のとおり上記4件の証明書交付について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第14号を終了いたします。

日程第5 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

- *事務局（畠山明大係長） 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和7年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は5件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全5件の合意解約について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） はい、15番 杉村委員。

- *15番（杉村昭宏委員） 合意解約後、所有者がこのまま耕作するのか、他に貸借を結ぶのか、わかる範囲でお伺いします。

- *議長（板垣文一会長） では事務局。

- *事務局（畠山明大係長） 1番に関しましては、解約後そのまま所有者へ戻します。
2番と3番に関しましては、新規就農者へ貸付しておりましたが、耕作を辞めてしまったため所有者へ戻す形にはなりますが、地域の農業法人が耕作している状況です。4番に関しましては、所有者が仙台在住なのですが、こちらに戻ってきて農業をするということでしたので、所有者へそのままお返しします。5番に関しましては後ほど農地法3条の案件でご説明します。

- *議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第15号を終了いたします。

日程第6 報告第16号 農地転用許可後の工事完了報告について

- *議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第16号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

- *事務局（畠山明大係長） 報告第16号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和7年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

〔議案書に記載のとおり1件の工事完了報告について説明〕

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第16号を終了いたします。

日程第7 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。日程第8、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 異議なしと認めます。よって、議案第20号及び、議案第21号を一括審議とすることに決定いたしました。
本件について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和7年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第3条の許可申請は12件でございます。

〔 議案書に記載のとおり12件の許可申請について説明 〕

- *事務局（畠山明大係長） 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和7年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

申請番号1

申請地は加美町役場の北西約670mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号2

申請地は加美町役場の南東約800mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

また申請地は砂利交じりの固い土で造成されており、畑として耕作するには難しく、現に耕作はされていない状況であったため、所有者から疎明書による説明と謝罪がございました。

申請番号3

申請地は、加美町小野田支所の西北西約6.2kmの、原行政区と小瀬台の原集落の間、台の原段丘の東のへりにある農振農用地であります。

申請地は、町道と水路に挟まれており、東側の県営圃場整備地区と一体化してはありますが、それらからは段丘により明瞭に区分される状況になっております。以前は水田として利用されていたようですが、取水のためにポンプアップが必要であることから、転用前は牧草や大豆などの転作地となっております。

最初の許可申請では、全体においてキクラゲの栽培のみを行う計画でしたが、太陽光パネル下でのキクラゲ栽培に当初想定以上のコスト、特に人件費がかかってしまうこと、また、生産したキクラゲの販路がなかなか広がらず、当初計画していた2万菌床まで生産を拡大した場合、収穫分全ての販売は非常に困難であることが予想されたことから、平成31年2月に栽培作物をコケ及びキクラゲとしたいということで、転用事業計画変更承認申請があり、本会において承認されております。

また今回の申請からはコケではなくヨモギに作物を転換するとのことですが、転換後の収量につきましても、一時転用許可・再許可の基準となっている、周辺地域の8割以上は確保される予定でございます。

〔 議案書に記載のとおり全3件の承認申請について説明 〕

- * 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、農地法第3条 申請番号1番について、尾形明推進委員お願いします。
- *（尾形明推進委員） 11月21日、譲受人へ電話で聴き取り後、杉村委員と現地を確認いたしました。数年前から売買のお話はしていたそうですが、契約には至らず耕作のみ受け取っておりました。今回譲渡人の、税金がかからないよう贈与にしたいという意向で話がまとまり、今後も飯米は納めるとのことです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第3条 申請番号2番について、佐藤繁推進委員
お願いします。

*（佐藤繁推進委員） 11月16日、山本委員と聴き取り調査を行いました。譲渡人
が相続した田を譲受人が耕作しておりましたが、申請地は99㎡の狭小地であり、
農業を営んでいない譲渡人には有効に利用できないことから、売買することとなり
ました。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上で
す。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第3条 申請番号3番について、3番 坂上昌哉委
員お願いします。

* 3番（坂上昌哉委員） 11月18日に現地を確認し、同日に譲受人、20に譲渡人
へ電話にて聴き取り調査を行いました。譲受人は現在仙台市にお住まいですが、退
職後は定期的に加美町に戻ってきて米を作りたいということで、現在下野目の土地
改良に合わせて1町歩になるように土地の取得を考えているそうです。聴き取り調
査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第3条 申請番号4番について、2番 畠山智史委
員お願いします。

* 2番（畠山智史委員） 11月17日に譲受人へ電話にて、18日に譲渡人へ直接お
会いして聴き取り調査を行いました。譲受人は今年、申請地南側に隣接した空き家を
購入されており、自家消費の野菜を作るために利用したいということで、今回の売買
に至りました。16日に現地を確認したところ、申請地は長清水地区の圃場整備計画
に同意しなかったために細長い形で残っており、地目は田となっておりますが、畑と
して利用するのであれば水路等のインフラには問題ないことを確認しております。調
査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第3条 申請番号5番から10番について、事務局
お願いします。

* 事務局（畠山明大係長） 申請番号5番・6番について、受人は平成28年に設立さ
れた農業法人で、主に肉用牛の繁殖と肥育を行っており、登米市で約2千頭の牛を飼
育しております。柳沢砂坂の農地は約34.1haございますが、譲受人が買受けた農
地は、8月と9月合わせ104筆で約25.3haとなっております。既に7割以上の面積
となっているため、地域調和要件に支障のないものと判断しました。

申請番号7番から10番につきましては、農地法第5条の案件と関連しております
ので、後ほど合わせて説明いたします。以上です。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第5条 申請番号1番・2番について、5番 佐藤
健喜委員お願いします。

* 5 番（佐藤健喜委員） 11月14日、畠山係長、田生技師、菅野委員、私の4名にて現地を調査してまいりました。

申請番号1番については、宅地分譲の造成ということで、申請地周辺には大型スーパー等があり住環境も良く、高い需要が見込まれると感じました。土盛りを行いますが、東西には既存の擁壁があり、北側水路にはL型擁壁を新設するため土砂の流出はないと思われます。雨水は東側に水路を新設し、南側側溝へ放流することによって支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

続いて申請番号2番については、申請事由が駐車場と廃家電置場ということで、砕石を敷くのみで、雨水は自然勾配により東側側溝へ放流するため支障はなく、許可相当と判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） 次に農地法第5条 申請番号3番について、事務局お願いします。

* 事務局（畠山明大係長） 10月15日、板垣会長、畠山委員、坂上委員、菅野委員、佐藤事務局長、私の6名にて現地を確認してまいりました。申請地は地域計画内の農地で、営農型太陽光発電事業を更新するにあたり、地域計画の協議の場の合意が必要となっておりますので、10月の現地調査日に合わせて開催されました。

主催は農林課で、農業委員会のほか再生協議会、土地改良区の立会いのもと事業者から説明を受けました。当日の説明では、キクラゲとコケの両方をやめてヨモギのみの営農計画で、また太陽光パネルの直下はキクラゲとコケを栽培していた棚があるため、周辺地域の8割以上の収量は確保できるとの見込みで、通路部分のみの作付けを予定しておりました。ですがパネル直下でも作付け可能とみられましたので、随時棚の撤去を行い、パネル直下での作付けも行うよう指導したものです。その後の申請で事業の見直しを行い、キクラゲは継続しコケをヨモギに転換、棚の撤去後にパネル直下でもヨモギの作付けを行うとのことで、許可相当と判断いたしました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより農地法第3条及び、農地法第5条について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） はい、15番 杉村委員。

* 15番（杉村昭宏委員） 農地法3条の7番から10番についてですが、こちらに記載の賃借料は3年での金額ですか。また、あくまでも営農型太陽光発電での許可ということですので、パネルの下で必ず作物は栽培しなくてはいけないのか確認します。

* 議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） まず3条の借賃についてですが、こちらは単年度あたりの金額になります。営農型太陽光発電事業につきましては、明確にはパネル直下での耕作は必ずしも必要ではないのですが、パネル下部での耕作となっておりますので全面を使って有効的に耕作をしていただくというものです。また、登記面積に対しての収量が出できますので、単純にパネル直下での作付けをしなければ、収量が減ってしまうため、全面的に作付けするよう指導しております。

*議長（板垣文一会長） では、他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、11番 猪股委員。

*11番（猪股弘委員） 同じく営農型について。今回作物がキクラゲとヨモギということですが、ヨモギは販売経路や用途はどのようになっていますか。ヨモギというと正直どこにでも生えているものを、営農していく上で経営が成り立つものなのか疑問に思いました。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） ヨモギの販売経路は、蔵王町に全量買い取ってくれる業者があり、用途としてはペースト状に加工したものを販売しているとのこと。ただ、本来ヨモギだけの採算性は厳しいようで、あくまで太陽光発電での収入があってヨモギの収入と合わせた事業として成り立っているようです。

*議長（板垣文一会長） 現地調査の際のお話では、1m程に生育したものを上の方数cmだけ出荷するとのこと、現在、県内の営農型太陽光発電事業でヨモギを栽培しているところが多く、それが全て蔵王町の工場に出荷されているようです。工場加工されたものはお菓子等の食品で使用され、需要があるとのことでした。
他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、4番 菅野委員。

*4番（菅野守委員） 農地法3条の5番・6番について、以前売買した際の金額よりも、今回単価が上がっているのですか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 以前売買した分につきましては、司法書士を通して契約しておりましたが、諸事情によりその時の契約ができず事務局に相談がありました。今回は司法書士を通さず直接契約するため、金額を割高に設定されたと伺っております。

*議長（板垣文一会長） では、他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第20号 農地法第3条についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第22号 農用地利用集積等促進計画(案)について

*議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第22号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第22号 農用地利用集積等促進計画(案)について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和7年11月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積等促進計画(案)は、15件でございます。

[議案書に記載のとおり全15件の促進計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第22号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号4番及び14番について、5番 佐藤健喜委員です。5番 佐藤健喜委員は申請番号4番及び14番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時14分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号4番及び14番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、15番 杉村委員。

*15番（杉村昭宏委員） 14番についてですが、こちらは賃貸借となっておりますが、金額が0円というのは使用貸借ではないのですか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 中間管理機構では、使用貸借でも賃貸借で0円でも、どちらでも問題ないということです。今回の件に関しましては、農用地の区域内と区域外どちらの契約もございましたので、区域内の賃貸借に合わせて区域外も0円で賃貸借の設定にしました。

*事務局（佐藤登志子事務局長） 家族内での貸し借りは使用貸借としております。他人との契約の場合は、無償での貸し借りであっても賃貸借で0円の設定が適切ではないかと思えます。

*議長（板垣文一会長） では、他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号4番及び14番についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号4番及び14番については、原案のとおり承認することに決定しました。それでは、5番 佐藤健喜委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時15分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて、ただいま審議のあった申請番号4番及び14番を除く、申請番号1番から15番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第22号 農用地利用集積等促進計画(案)についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和7年度加美町農業委員会 第8回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時16分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和7年11月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 坂 上 昌 哉

署名委員 菅 野 守